

第 70 回 鎌倉市緑政審議会 会議録

日 時：平成 31 年 1 月 22 日(火) 14 時 00 分～15 時 45 分

場 所：鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会室

出席委員：入江彰昭会長

田中美恵子委員、山内政敏委員、山本俊文委員

飯田晶子委員、岩田晴夫委員、佐藤雄基委員、上村真由子委員

欠席委員：押田佳子会長職務代理、松行美帆子委員

事務局：服部都市景観部長、石山都市景観部次長、永井みどり課長、大川都市景観課課長補佐（代理出席）、廣川企画計画課長（共創計画部次長）、加藤都市計画課長、田沼公園課長

入江会長：第 70 回鎌倉市緑政審議会を開催させていただきます。事務局から委員の出席等について、報告をお願いいたします。

永井みどり課長：委員の出席等について報告します。松行委員からご欠席、押田委員から遅れる旨の連絡が入っておりますが、委員の過半数の出席がありますので、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。

入江会長：次に、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

永井みどり課長：お手元に配付いたしました次第(案)について説明いたします。

最初に次第 1、審議事項として 2 議題、最後に次第 2、その他として連絡事項等を予定しております。

次に、本日の資料はお手元に配付いたしました資料 1 及び資料 2 です。このうち資料 2-2 は会長のご指示で事前に各委員に送付したものと同一ものです。また、お手元の「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議の招集と併せて、会議を公開することは会長にご判断いただいておりますが、会議中に会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがある等、会議の目的が達成されないと認められる時は、審議会の判断により非公開部分を設けることができることを同要領において規定しております。

続きまして、傍聴者募集についてです。1 月 1 日号の市の広報及びホームページに記事を掲載しましたが、申込みがありませんでした。後日、ホームページで公開する予定の会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、次第(案)の内容と会議の公開についてご確認をお願いします。

入江会長：本日の次第(案)と会議の公開について、事務局から説明がありました。「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、本日の会議及び資料は、公開としたいと判断しておりますので、よろしくをお願いいたします。

(意見なし)

入江会長：それでは、この次第に沿って審議を進めさせていただきます。

1 審議事項

(1) 前回審議会会議録の確認

入江会長：次第 1、審議事項(1)、前回審議会の会議録の確認について事務局からお願いします。

永井みどり課長：前回会議録につきましては、資料 1 としてお手元に配付してございます。前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、岩田委員からご発言のあった箇所について文言を整える修正がございました。ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

入江会長：前回の会議録については皆さんいかがでしょうか。岩田委員よろしいですか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この資料のとおり前回審議会の会議録を確認したことといたします。

(2) 鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて(論点を踏まえた討議)

入江会長：続きまして、審議事項(2)、鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて(論点を踏まえた討議)について、前回からの引き続きとなりますが、前回の私からの指示に基づき、新たに資料の追加がありますので、事務局から説明をお願いします。

永井みどり課長：審議事項(2)、鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて、お手元の資料 2-1 から資料 2-5 を基に説明いたします。

本件につきましては、昨年 11 月開催の第 69 回当審議会の際に、討議を継続するとしたものです。経緯については、これまでの当審議会でも説明して参りましたので、詳細は割愛させていただきまして、まず資料 2-1 をご覧ください。

前回の審議会において、審議会でご討議いただく際の方向性の事務局案として、参考資料を示し、ご討議いただいているところです。前回参考資料として提示した資料に基づき討議が進められたことから、今回はご討議いただく際の方向性(例)を資料 2-1 としてお示ししています。この中で、イの⑥につきましては、飯田委員からの都市緑地法の一部改正等を反映させてはどうか、との趣旨のご意見を踏まえまして、「都市緑地法等の一部改正を踏まえ」と追記してございます。

資料 2-2 をご覧ください。委員の皆様には事前配付したもので、内容は、前回いただいたご意見を、資料 2-1 イの①から⑥の項目及びウの①から③に振り分け、まとめたものです。1 頁から 2 頁にかけて、⑤では担い手の育成に関する事、⑥では緑の基本計画は今後どうあるべきか、という点について、各委員の皆様からのご質問と事務局の説明の要旨を記載しました。なお、①都市公園・施設緑地の維持管理はどのようにあるべきか、から、④国・県・市・市民等の適切な役割分担とは、に関しては、ご質問はなかったと認識しております。

2 頁目の中段より下以降に、「討議で出された意見等(要旨)」について、委員間討議の要旨を項目ごとにまとめました。

①都市公園・施設緑地の維持管理はどのようにあるべきか、に関しては、主として都市

公園法の新たなメニューを活用することで、効率的且つ公益性の高い都市公園の管理ができるのではないか、という意見です。

②地域制緑地の維持管理はどのようにあるべきか、に関しては、4 頁までにかけて、大きく 7 つの項目に分けさせていただきました。(1)は活用という視点から管理を考える必要があるのではないか、頁をめくっていただいて、(2)は所有形態、法の位置づけで維持管理の方向性が異なるのではないか、(3)は広葉樹林の管理手法は確立されていないので試行錯誤も必要、(4)は森林の循環を活かすこと、(5)は管理の目標像設定が必要で、ある程度数値目標を立ててはどうか、1 頁めくっていただいて、(6)は優先順位をつけるためにはモニタリングをきちんとすることで評価が出せるのではないか、(7)もやはり、財源に限りがある中で、優先順位をつけてはどうかとのご意見です。

③土地所有者支援制度はどうあるべきか、及び④国・県・市・市民等の適切な役割分担とは、に関しては、前回は議論には出ていません。

⑤の担い手の確保に関しては、担い手の育成について、新たな層の取り入れや、取組の効果の上げ方、観光客との連携などのご意見がありました。

5 頁の中段より下に、全体的な意見をまとめました。都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う対応や、本日後で説明いたします緑化施策の報告等についてのご意見がありました。6 頁では、他の項目と重複しますが、限られた財源の中で、事業実施するためのご提案がありました。その他、前回の審議会の際に、入江会長から資料の追加をご提案いただいたものをご用意しています。

資料 2-3 から 2-5 の詳細については、担当係長から説明いたします。

後藤みどり担当係長：資料 2-3 から 2-5 の詳細について説明いたします。お手元の資料 2-3 をご覧ください。前回のご討議の際に、入江会長からご提案のありました、緑地等の管理に関する資料として準備いたしました。

平成 29 年の都市緑地法の改正により、緑の基本計画に公園の管理の方針を位置付けることとなりました。緑の基本計画に記載できる都市公園の管理の方針等について、1 頁目から 2 頁目にかけての表では、上段が都市公園、下段が特別緑地保全地区の管理に関する規定について、都市緑地法の抜粋と同法の運用指針の要旨を記載しています。

上段の都市公園については、法では、都市公園の整備及び管理の方針を定めるものとしており、都市緑地法の運用指針において、記載することが考えられる内容として、エコロジカルネットワークの向上や住民や NPO 法人との協働などが挙げられています。

下段の特別緑地保全地区については、法改正で加わったものではありませんが、買入れた土地の管理の方針を定め、合わせて樹木の整枝・枯損木処理や住民公開、生物多様性の確保などについても定めることが望ましいとされています。

この内容は緑の基本計画の 145 頁から 149 頁にかけて記載している特別緑地保全地区ごとの保全の方針や施設整備の方針がこれに該当します。

2 頁をご覧ください。2 では、歴史的風土保存区域と近郊緑地保全区域の保存・保全に関する計画をまとめています。

上段の歴史的風土保存区域については、都市緑地法上、緑の基本計画への記載についての規定はありませんが、国により、「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」が定められ

ており、本文につきましては別紙として添付しています。

下段の近郊緑地保全区域については、「円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画」が定められており、都市緑地法上、緑の基本計画はこの保全計画に適合させなければなりません。本文につきましては緑の基本計画に掲載しておりますので、それを別紙として添付しています。

「円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画」を例として、内容の一部をご紹介します。本市に該当するゾーンは、ゾーニング図のうちの①及び③です。裏面左側の半ば、(2)「近郊緑地保全に関する普及啓発及び維持管理等に関する多様な主体との協働」では、「地方公共団体は、自然とのふれあい活動の拠点として適切に利活用を促すこと、普及啓発や活動などにおいて市民団体等多様な主体と協働すること」が定められています。また、項目3「その他当該近郊緑地の保全に関する事項」では、「地方公共団体は、樹林の間伐や下草刈りなどの保全措置を講ずること」が定められています。

なお、鎌倉市・逗子市歴史的風土保存計画では、平成28年の改正で、「新たに適切な管理が必要である」旨の項目が追加され、全国的にも規制だけでなく、管理の視点が入ってきています。

続きまして、資料2-4をご覧ください。こちらにつきましても、入江会長からご提案のありました、土地所有者支援制度に関する資料です。1は国の法律に基づく内容を、2は県の支援制度を、裏面に続きまして、3は市の独自制度をまとめています。

「1 国の制度と国・市による優遇措置」の表の一番上をご覧ください。「歴史的風土保存区域」を例として、内容の一部をご紹介します。表中の「概要」「指定主体等」の欄をご覧ください。歴史的風土保存区域は、国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するための区域指定であり、指定主体は国となっています。

「土地利用規制等」の欄をご覧ください。土地利用をするにあたっては県知事への届出が必要であること、土地所有者への支援として鎌倉市では樹林管理事業等を実施していること等を記載しています。

「土地所有者優遇制度」の欄をご覧ください。樹林管理事業の対象となること、保存樹林として指定することができること、山林、原野は固定資産税・都市計画税が減免されることが上げられます。

樹林管理事業は、市が土地所有者に代わり、樹木の枝払いや枯れている木の伐採などの樹林の維持管理作業を行うものです。

保存樹林は、鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹林等を保全するため、土地所有者の承諾を得て指定するものです。指定により、奨励金の交付対象となり、土地所有者の樹林管理の負担を軽減することができます。

鎌倉市市税条例で、区域内の山林、原野については、固定資産税及び都市計画税を課さないこととしています。

今、ご説明しました樹林管理事業等の詳細につきましては、裏面の「3 市の主な土地所有者支援制度の概要」にまとめていますので、後ほど確認ください。

表面に戻りまして、「1 国の制度と国・市による優遇措置」の「歴史的風土保存区域」の一番右の欄をご覧ください。市の所管課は、届出の窓口である都市景観課、保存樹林を所管するみどり課、樹林管理事業を所管する公園課である旨を記載しています。

続きまして、1 段下の「歴史的風土特別保存地区」をご覧ください。こちらは、歴史的風土の保存上、歴史的風土保存区域のうち枢要な部分を指定する制度です。

土地所有者の優遇制度は、先ほどご説明したものより更に手厚くなっており、例えば、鎌倉市市税条例で、固定資産税及び都市計画税を課さないのは歴史的風土保存区域では、「区域内の山林、原野」だったものが、歴史的風土特別保存地区では「全ての土地で」に変わっています。また、欄の一番下の点をご覧くださいなのですが、相続税の一定の評価減がなされることを記載しています。

以下、各制度について記載していますが、歴史的風土特別保存地区同様、土地利用規制等が極めて厳しくなっている近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区についても、土地所有者の優遇制度は歴史的風土特別保存地区同様に手厚い措置がされていますし、法規制等により保全した緑地の所有者に対しては、今、申し上げたように国、県、市の様々な制度を持って、二重三重に優遇措置を講じ、支援をしている状況になります。

続きまして、資料 2-5 をご覧ください。こちらにつきましても、入江会長からご提案のありました「緑の基本計画に基づく緑化施策について」の資料です。「緑の基本計画」と「鎌倉市のみどり（平成 30 年度版）」から、主な施策として、みどり課及び都市景観課が所管する事業を抜粋しています。

1 頁をご覧ください。緑の基本計画のリーディング・プロジェクトとして、「緑のネットワークの形成」を掲げ、緑化の誘導を図ることとしています。

2 頁からは、緑の基本計画、鎌倉市のみどりに記載する、様々な施策をお示ししています。2 頁には、緑化地域候補地、風致地区・開発事業区域の緑化を記載しています。緑化地域の指定については、先進都市との意見交換等を継続していますが、指定をするまでの課題の整理ができないため、指定にはいたっておりません。しかし、風致地区内の建築行為や新たな開発事業区域などにおいては、風致地区条例や開発事業条例に沿って、緑化の協議を実施し、緑化の推進を図っています。お手元に、参考資料として、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」から、緑化に関する事項について一部抜粋したものを配付していますので、A4 の資料の中段、別表 4 の緑化率の規定、裏面の上の表の樹木本数の規定についてご確認いただきたいと思います。

3 頁から 5 頁にはまち並みのみどりの奨励事業、5 頁の下段には地域提案型の公共施設の緑化、6 頁にはオープン・ガーデンの支援を記載しています。

頁は戻りますが、5 頁にはまち並みのみどりの奨励事業による各年の緑化件数、緑化延長、補助金の総額を記載しています。市で、一定の予算をもって、緑化施策を展開しているものはこの事業のみとなります。

6 頁の下段は、緑化推進施策に係る平成 29 年度の執行額の内訳を記載しており、公共施設の緑化として鎌倉山の桜並木の維持管理費として 162,000 円、まち並みのみどりの奨励事業の交付額として 1,481,000 円、合計 1,643,000 円を執行しています。

7 頁には、現行の基本計画で示している緑化地域及び風致地区の指定候補地を参考で示しました。資料の説明は以上です。

入江会長：事務局から、資料 2-2「第 69 回鎌倉市緑政審議会における意見等」の資料、資料 2-3「緑の基本計画に記載できる都市公園の管理の方針等について」、資料 2-4「主な緑地保全関連

制度と土地所有者支援制度の概要」、最後に「緑の基本計画に基づく緑化施策について」ということで、資料の 2-2 から 2-5 の説明がありました。

前回の意見を踏まえたり、また、土地所有者支援策等、新たに示された資料も基として、前回に引き続き討議をしてみたいと思います。この文言が分からないとか、これはどういうことなの、といった質問をいただき、その後に討議に入っていきたいと思います。

(質疑なし)

入江会長：よろしいですか。それでは討議に入ります。

緑政審議会では、これらの論点を整理し、次期の緑の基本計画にきちんと方向性を示していくということが、鎌倉市の緑のあるべき方向性を示すことになるという視点で議論を行ってきました。

そのような視点で、都市公園の管理費用の報告も受けてきた中で、都市緑地法に基づき「緑の基本計画にどのような記載をすることが適当か。」ということが重要ではないかと思っています。

資料 2-3 の 2 頁目の最後の部分の(3)に都市公園法とありますが、第 3 条を読んでいくと、下から 4 行目に「緑の基本計画が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を管理する場合においては、当該都市公園の管理は、基本計画に即して行うように努めるものとする」との文言があり、都市公園法の中でも都市公園の管理は緑の基本計画に即して行いことに努めなさい、と定められています。そのような点からも、緑政審議会としては次期の緑の基本計画においては管理の視点を入れていくと考えていますが、ここに何を書いていくとこれまでに議論がされてきたような事業論ベースの課題が解決に向かっていくのか、という視点を中心にご討議くださればと思います。

資料 2-2 を見ると、③「土地所有者支援制度」、④「国・県・市・市民等の役割分担」、また、ウの保全対象 22 地区の今後、基金の寄附増加の取り組みについて、前回の審議会において討議が及んでいないことがわかりますので、これを踏まえて、時間の許す限りですが、概ね 30 分程度で討議していきたいと思います。まず緑の基本計画に即して管理の方針を立てていくことが望ましいと考えますが、資料をご覧いただいてご意見いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

上村委員：次期の緑の基本計画に、都市公園等の管理について記載し、それに則した管理を行っていくべきと考えます。その具体的な方策を考える前に、現在、管理に関する部分は記載があるのでしょうか。

永井みどり課長：緑の基本計画に管理についての記載があるか、というご質問でよろしいかと思います。現行の緑の基本計画 110 頁をご覧いただきたいのですが、具体的に取り組む事業のうち、「都市公園の管理」の欄があり、「公園施設の長寿命化に係る計画等の作成」や「公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理」など、事業論ベースの方針の位置付けはあります。しかし、平成 29 年度に都市緑地法が改正され、都市公園の管理の部分に関しましては、平成 30 年 4 月に施行されたもので、新たに都市公園の管理の方針を位置付けるとの規定については、平成 23 年改訂の緑の基本計画にはそのような方針は入っていま

せん。

上村委員：最後におっしゃったところほどの資料に書かれていますか。

永井みどり課長：資料2-3の表の一番上の「第四条（略）」の次です。「一～二（略）」の次に、「三 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針」です。「整備」は従来の都市緑地法にも入っていましたが、「及び管理の方針」が新しい都市緑地法で、平成30年4月に増えています。この方針は新しくできたばかりですので、お手元にある平成23年に策定した緑の基本計画にはこの方針は入れ込めていないということです。わかりづらくて申し訳ございません。

入江会長：他にありませんか。では、私から、一つの考え方としてお聞きいただければと思います。今、事務局からお話がありましたが、平成30年4月から緑の基本計画に管理の方針を位置づけるようになったこともございますし、昨今の公園を取り巻く状況の中でも、新たにパークPFIのようなお金を生み出す方法も出てきていますし、管理をどのようにしていくかが大事になってくると思います。一方、緑の基本計画に即して行いなさいということが都市公園法の中に書いてあることも踏まえて、緑の基本計画の冊子をもう一度見直してみます。

一般的に、緑には大きく、環境保全、防災機能、景観、レクリエーション（利用）という4つの機能があると言われていています。鎌倉市緑の基本計画の場合は、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」という理念を掲げ、その4つの大きな機能を更に細かくとらえて、「歴史文化を守る緑」、「生き物を育む緑」、「暮らしを支え豊かにする緑」、「交流とふれあいを広げる緑」、「美しい景観をつくる緑」、「環境負荷を和らげる緑」、「安全を高める緑」という7つの項目を掲げています（鎌倉市緑の基本計画8頁、9頁）。緑の基本計画が今後5年、10年と推進されていった時に、これらが機能としてきちんと向上しているのか、というのが管理の視点として大事だと感じました。次期の緑の基本計画をどのようにしていくのか考えるにあたり、7つの緑の機能を基にした方針と管理の状況をリンクさせ、どう管理の状況がステップアップしていくのかを評価していくという視点があるのかと感じています。他の委員の皆様、いかがでしょうか。

飯田委員：「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて」なので、基本的には、どんどんお金が無くなっていく中で、これまでその基金を使って確保してきた膨大な緑を、どのように管理していくかが課題だと思っています。少々違う視点からなるかもしれませんがコメントします。

先週の土曜日に、東京都で行われたシンポジウムに少々登壇しました。Green Connection TOKYO という新しいNPOが設立されたのですが、それは東京都と東京都の各地で活動する市民、企業、NPOを結びつけるような新しい中間支援団体として立ち上がったもので、その設立シンポジウムでした。そこで大きな話題になっていたのは、今、世界で起きている潮流、環境と金融が非常に結びついて、時代というものが急速に進展している中で、東京都としてもそういうお金をどういう風にうまく利用しながら緑地の保全に繋げていくのか、というものでした。パークPFIもその内のひとつですが、それに限らず、色々な流れがすごくダイナミックに起こっている時代にあって、東京都としてどのようにしていくのかというのが議論になっていました。そこでの議論はESG投資で、Environment（環境）、

Social（社会）、Governance（統治・ガバナンス）にきちんと配慮した企業に投資家達がどんどん投資をして、環境に配慮しない企業には、今後長期的に見たら、投資家達の対象にならない状況のようです。私もまだまだ勉強中で、あまり正しく言えないのですが、世界の中では1,600兆円を越えるようなお金が、環境に配慮していることに投資されていくようになっていく時代にあって、そのような流れと、どういう風に都政、国としても取り組んでいけるのかという議論がありました。それをすぐに鎌倉市緑の基本計画に反映させるという風にはならないかもしれませんが、例えば東京都もグリーンボンドを発行して、お金の流れを緑の環境事業に活かしていける仕組みを作っています。もちろん、今まで鎌倉市緑地保全基金がすごく重要な役割を果たしてきたと思うのですが、それに限らず、また寄附金だけに限らず、民間のお金をどのように取り入れていくというのがすごく重要な点だと思います。本当に勉強しながらだと思いますが、ぜひ限られていくお金で何ができるのかという議論以上に、もう少し、どのような仕組みやモデルで新しいお金を生み出していくのかという部分に踏み込んだ議論をしていけるといいのではないかと思います。今のは、資料に書かれていることから少々逸脱してしまっていて、違う視点になってしまうかもしれませんがコメントです。

入江会長：広く、グローバルな動きを、一市町村の緑の基本計画にどう落とししていくのかということも非常に大事なことだと思いますし、一方では、今、話にありました緑地保全基金の減少も踏まえて緑の基本計画を見直していかなければならないということもあるわけです。人、物、金とか、そのようなことが、管理の中でよく言われることですが、今の飯田委員のお話は、お金をどのように作っていくかというご意見かと思っております。

先ほどお話しましたが、前回議論ができていなかった資料2-2の中で空欄になっている所もありますので、そのあたりでもご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

山本委員：今のお話と関連があるのですが、維持管理というのが、今、すごくテーマになっていると思います。維持管理はもちろん大事なのですが、私は利活用というのがすごく大事で、維持管理というのはあくまで利活用するためにあるのではないかと思っています。うまく利活用することによって、市民が緑の重要性に気づいていくという視点と、もう一つは利活用することによって緑に価値を見出していく視点が大事だと思います。

入江会長：すごく大事な視点だと思います。前回の審議会の前に行った現地視察で、竹林等を見ました。ただ単に保全というのではなく、どのように活用していくのが良いかという視点も非常に大事かと思えます。今のお話に便乗しても良いですし、また、違う視点でも良いので、他に意見はありませんか。

岩田委員：緑の基本計画を改訂してから8年近く経ったのですが、前回の改訂作業の時にどのような苦労があったのかを思い出してみました。緑の基本計画48頁、49頁を私は担当させていただいたのですが、当時、また、今もそうですが、鎌倉市は生物多様性の保全に対してなかなか動いていないということがあったものですから、そのきっかけとしてこの頁を緑の基本計画に入れていただきました。それから、当時の委員であった石川先生が中心となって、流域ごとのネットワークを大事にしようという話があったものですから、その例がないとまずいだらうということで、それぞれの水系ごとにこのような目標を仮に設定したらどうかという例を作りました。当時は時間的な問題もあって、なかなか細かな手法等も

検討できなかったので、次の改訂でやはりここをもう少し進めなければならないと思っています。それから、緑の基本計画 101 頁以降にリーディング・プロジェクトを入れていただいて、その中でもやはり生物多様性とか、当然緑地の確保が最初なのですが、緑の質の向上をどうしようかという試みを、色々載せていただいたのがあります。その後が緑のネットワークになるのですが、委員改選で、学識経験者委員も新しくなったので、逆に我々よりも新鮮な目で評価をしていただいているのではないかと期待をしています。まず、そういうことをやった後に、次の方向性を検討した方がより良いのではないかという気がします。もちろん、事務局も前回色々まとめていただいて、できたこと、できなかったことをやっていただいています、そのようなことが少し参考になると思います。

入江会長：岩田委員は現行の緑の基本計画改訂の時にも関わっていただいて、今のお話の緑の基本計画 48 頁、49 頁の所は、「生き物を育む緑」という中で、流域単位でそれを見ていくと良いのではないかということでした。石川先生からのアイデアもあって、流域単位で鎌倉市を見ていくことを、この鎌倉市緑の基本計画に付け加えていきました。その辺りが平成 23 年度の緑の基本計画の大きな特徴にもなっていると思います。緑の基本計画の 99 頁を見てください。平成 8 年から緑の基本計画がスタートしたのですが、平成 8、13、18、23 年に改訂されてきました。現行の計画は平成 23 年に改訂されたものですが、枠の中に「流域生態系の保全・再生」が掲げられています。また、「生活の緑の充実」、「市民との連携の推進」ということが、平成 23 年の計画で項目立てられています。平成 8 年から始まっていた三大緑地の保全の中で、平成 18 年の計画では、いわゆる台峯緑地の拡大ということが大きな目標でもありました。今後、更に進めていく緑の基本計画の中に、この文言がいくつか出てくると思うのですが、PDCA サイクルでグリーン・マネジメントを進めていく時に、岩田委員のお話の流域生態系という見方でマネジメントを進めていくというのも一つあるのだろうと感じました。

岩田委員：緑の基本計画 99 頁の PDCA サイクルについて、よく見かけられる絵なのですが、次の改訂では、緑の取組を加速するような動きが欲しいと思います。そのためには、新たにパートナーシップの構築が一つのテーマになるのではないかという気がします。当然、行政、市民が一緒にやっているのですが、そこに企業もうまく導き入れて、加速できるようなシステムを検討してはどうかと考えます。

現在の取組を事例として挙げます。河川法が変わって、生態系に配慮した河川の整備というものができるようになりました。私は神奈川県藤沢土木事務所に委嘱され、助言したりと河川管理に関わっています。生物に優しい維持管理をしようとすると、その中で色々な問題があります。例えば、護岸に木が生えてくると、増水した時にごみが木にからんでクリスマスツリー状態になってしまう、あるいは、土砂が堆積しやすくなって、見栄えが悪いか、近隣の方が色々な意見を言われます。そういう時に、なぜそのようにしているのかという理由付けをしてあげないと、やはり担当者が苦勞すると分かりました。これは、私が作成したパンフレットです。古館橋のところをつくったのですが、野鳥やこのような生物がいて、生物多様性が向上しています、と PR しています。このようなものがあると、担当者が調整しやすくなる。また、他の地域でこのようなパンフレットの発行をしてみたいという話が起きます。2 級河川の管理者は神奈川県なのである程度予算がありますが、

鎌倉市は神奈川県程の予算は無いので、例えば、スポンサーを募る等すると良いと思います。例えば緑地でも、それぞれの場所が保全されたというのはわかっているけれども、なぜここがこのような形で残っているかというのは、ほとんどの人はわからないわけです。そのような緑地の保全に至るまでの経緯を解説する掲示板を、緑地に設置する、あるいは、ガイドブックを作成する等して、PDCA サイクルを動かすようなことをまず工夫しないとだめかと思います。その方がスポンサーも付きやすいと思います。前回の審議会で、観光客をうまく利用するという意見がありましたが、このようなこともぜひ検討していただければと思います。

入江会長：今、パートナーシップということで、先程、飯田委員からもお話があった金融、民間、市民との連携が大事なのではないかと、というお話をいただきました。緑の基本計画 99 頁の「流域生態系の保全・再生」の下に「生活の緑の充実」と書かれていまして、これは、以前、審議会の中で出ていた話ですが、三大緑地をはじめとした緑地保全をずっとしてきましたが、これからは身近な緑の時代だろう、それも、暮らしの緑を充実させていくのが望ましいだろうという意見もありまして、平成 23 年に改訂した時に大事な項目として付け加えていったというのを記憶しています。そのような中で、やはり大事になっていくのは民間の緑になると思います。資料 2-2 の「討議で出された意見等（要旨）」の 4 頁、「③ 緑地保全契約等、土地所有者支援制度はどうあるべきか」については、前回も、今もご意見は出なかったのですが、資料 2-4 に一覧表としてまとめられていて、鎌倉市はかなり手厚い優遇措置を、いわゆる民有地の緑に対して行っています。歴史的風土特別保存地区等においては「全ての土地で固定資産税・都市計画税を課さない」、あるいは「相続税の一定の評価減」をしていく等と書かれています。資料 2-4 の 2 頁の中央あたりに「樹林の管理に関する要綱」とありますが、その中の「樹林管理事業」では、「奨励金等の土地所有者メリット」において、「市による樹林の管理」と書かれています。民有地であるのですが、市が樹林管理をするという手厚い支援がされています。また、一つ上の項目で、「保存樹木・樹林・生け垣」というところがありますが、例えば保存生け垣では、平成 30 年度現在 860 円/10 m²の奨励金が交付され、かなり手厚い支援がされているということです。この土地所有者支援制度のことについて、皆様からご意見等あればお願いしたいと思います。緑地保全基金が減っていく中で、今後どのようにあるべきかということです。よろしく願います。質問等でもかまいません。いかがでしょうか。

岩田委員：緑地保全契約等について意見を言う前に、質問をよろしいですか。お聞きしたかったのは、現状で、緑地の買取りが発生する場合は、何が発端となっているのか判明していますか。例えば相続が発生した時である等でしょうか。

永井みどり課長：緑地の買入れということで、今、我々みどり課で行っている特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区の買入れについてですが、原因は、岩田委員がご存じのとおりで、不許可買入れのもので、これは都市緑地法の第 14 条の規定によって、開発に類する行為をやりたいという申請に対して、それはできませんという不許可の処分が下って、その経済的救済措置として買い入れるというものですので、個々の事情というものは「開発をしたかったけれどもできなかった」ということになります。その他、都市公園の用地は都市計画事業として、着実に取得しています。

岩田委員：不許可関係だとなかなか難しいのですが、仮に、相続が発生して維持管理が困難になったということが契機であれば、買入れの時期を遅らせる等してはどうかと考えました。例えば岩瀬地区において、一昨年くらいに現地調査をしていた時に、畑を借りている方に「地主の方は樹林管理が大変で、できていないから手伝いをしたいのだけど、管理をするにあたって必要となる手続き等については市役所のどこに相談したら良いかわからない」と言われたので、「みどり課に相談してほしい。」と返答しました。その後どのようなようになったかわかりませんが、そのような方もたまにいらっしゃるみたいなので、なるべく市の買入れを遅らせて、そのような市民の力を有効活用するというのも一つの方法なのではないかと思いました。

永井みどり課長：おっしゃるとおりで、様々な支援措置を講じるということは、お手元の資料 2-4 で言いますと、1 頁の「歴史的風土保存区域」から「特別緑地保全地区」までが主だったところですが、それらに対して一定の優遇措置、それは市において固定資産税・都市計画税を課さない、というのもそうですし、国の方では相続税の優遇措置というものが準備されていますが、そのような優遇措置を講じながら、なるべく土地所有者が山を山のまま利用した状態でもって、保全していきたいというのがこの制度の本来の趣旨です。それに加えて、今、岩田委員がおっしゃられたところで言うと、担い手という言葉が適切かどうか議論はあろうか、と思いますが、行政だけで担うのが苦しくなってきた部分を市の方では、なんとか市民の方々にお手伝いいただけないかということでもって、緑のレンジャー・シニアの講座を展開しています。そのようなところとの結びつきを強くすることがひとつ考えられるかと思って、岩田委員の今のお話を聞かせていただきました。

岩田委員：実は私が思っていたのは、緑の学校や緑のレンジャー・シニアの卒業生もそうですが、お年を召してくると人間関係がなかなか難しいものですから、それをまとめる方も非常に大変だと思います。このように、保全した緑地の管理という形で、土地所有者へひとつのメリットを生み出してあげられれば、市としても一つ有効な手立てとなると思うのですが、そこに必要となってくるのはたぶんコーディネーターの育成なのです。駄目で元々なので、中級のボランティアを対象としたコーディネーター講座をやって、ファシリテートするのも一つの手法かなと思います。ぜひ、検討していただければと思います。

永井みどり課長：前回の繰り返しの部分もありますが、今、緑の学校等の講座を修了していただいた方を対象に地域緑化指導者の講習をやっています。そのあたりを手厚くすることによって、地域緑化指導者になっていただける方をなんとか作っていくというのが一つだろうと考えております。資料 2-3 に戻りますが、国が定めた近郊緑地保全計画、歴史的風土保存計画というものを配付させていただいていますが、この近郊緑地保全計画が告示されたのは平成 19 年 2 月、歴史的風土保存計画が変わったのは平成 28 年ということで、10 年というタイムラグを最近というかどうかは意見が分かれるところですが、少なくとも私がこの仕事をやっているスパンの中で、規制一辺倒だったこの保全計画が、国の方でも、維持管理が必要なのだ、間伐が必要なのだ、ということが書き込まれておりますので、緑の基本計画にも何が書けるかということを検討していこうと考えております。

入江会長：今、基金のお話も出てきていますけれども、一方で、鎌倉市では当初の緑の基本計画で定めた保全対象とする緑地が 22 地区あるということで、買収等を順次できればというこ

とでのお話だと思うのですが、今後この 22 地区をどのように緑の基本計画の中で位置づけていくかということについてもご意見をいただければと思います。今後も買い増ししていくのはやはり大切であろうと思いますが、一方で、どこまで保全対象とする緑地を買い増していくのかということがあり、場合によっては優先順位的なものが必要なのかとか、そのあたりについて、ご意見いただければありがたいです。いかがでしょうか。

上村委員：今のお話に繋がらないところではありますが、買入れ等した緑地がこれから増えてしまうわけですね。あと、先ほど山本委員がおっしゃったように利活用という視点はすごく大事で、使っていければすごく良いので、そのような方向性は必要だと思います。少々わからないところがありまして、資料 2-4 の 1 頁の「土地所有者優遇制度」に「樹林管理事業の対象となる」と書いてありますが、所有者自らもしくは他者が使える、利活用できる範囲、あるいはそれを妨げているような項目みたいなものは、現在あるのでしょうか。

田沼公園課長：今のご質問に直接的に答えられるかどうかはわかりませんが、基本的に公園課で行っています「樹林管理事業」は、都市緑地法や古都保存法等で指定されている特別緑地保全地区、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等を対象としており、山をそのまま管理していくという前提にたっております。土地所有者の方に管理をやっていただければ良いのですが、山に隣接している建物に、山の木が覆い被さるような形で茂っている状況があります。土地所有者がなかなか木を切れない等の実情に対して、現実的には土地所有者に代わり予算の範囲内で木を切る対応をしております。利活用で、広場を作るなど樹林地を切り拓く等をしてしまうことは、先程申し上げたとおり、行為の不許可処分の対象となり、土地の買入れに繋がります。今、樹林管理事業でやっているのは、山の管理です。樹林管理事業の要綱の中には、二次林の育成という項目も入っておりますが、現実的には山の周りの家に影響している樹木の伐採をしています。土地の所有者がなかなか山の管理にお金を出せないという部分に対して、作業をしているのが実情です。

上村委員：保全対象である 22 地区等、確保した緑地が拡大していく中では、樹林の利活用の主体を維持管理ボランティアに限定するのではなく、公募等により定めた者に、ある程度の作業をしてもらうのはどうかと考えます。そのような流れも一つ無いと、予算も限られる中で、全部するというのは大変ではないかと思います。そのためには、ゾーニングと作業内容を定めることが必要で、その前段階の作業に着手しても良い時期だと考えます。木を切って捨てるだけでなく、使っていく視点も上手く取り入れれば良いと思いました。

田中委員：市だけが一生懸命保全しようとするのではなく、地域の人はどう考えるかが大切です。財源が限られている中では、緑地の維持管理に対して地域の活動が見込めないところは優先度を下げることが有効なのではないでしょうか。

入江会長：今のご発言は、優先順位を付けた方が良いということでしょうか。

田中委員：はい。緑のレンジャー・シニア修了生の方々が地域に帰って活動をしてもらうというのはなかなか難しいみたいですが、帰って活動してもらえよう、講座の中で一生懸命お話をすると色々やっていったらどうかと思いました。

入江会長：現状のものを、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーの代表理事でもある山内委員にコメントをいただけないでしょうか。

山内委員：今、緑のレンジャー・シニアの修了生が NPO 法人を作って活動しているところです。前

回も申し上げた通り、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーの会員だけで鎌倉市全体を管理していこうというつもりはありませんが、会員だけで活動をやっていくのにも限界があります。今日、お話に出ていたような会員のレベルアップは必要ですが、個人的にはもう少し地域の住民の方とのコラボレーションを多くしたいと思っています。

今、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーの活動でも、玉縄台と今泉台の自治会の緑のチームと行っている2つの事例があります。玉縄台の方は非常に上手くいった事例で、城山児童遊園という玉縄台の中で少々シンボリックなところがあって、半分遊具があって、半分里山のような緑地があります。そこは地域の住民の方からすると、手入れがされずに子ども達が遊べないような状況でしたが、我々と地元の方が一緒に手入れをすることによって、子ども達も山の中で遊べるようになった、と非常に喜ばれています。田中委員がおっしゃっているとおり、市や県の土地だったり、私有地だったり色々あると思いますが、個人的な意見としては、それぞれの視点はあると思いますが、地元の人たちが、身近な緑地をどう活用していきたいと考えているのか、話し合うことが必要だと思います。そこで、地元の人達が緑を整備しようといった時に、人、道具、知識・技能が足りない所には、我々鎌倉みどりのレンジャーがお手伝いするなり、みどり課が持っている道具を貸していただくなり、専門の人に指導してもらうなりのサポートを受けられるようにすることが大切です。岩田委員がおっしゃっているようなコーディネーターの役割等も緑のレンジャーに求められているのではないかと考えて、やりつつありますが、思うような活動ができていません。自治会単位での活動がうまくいけば、隣の自治会が真似してみたいと思って、それがどんどん広がっていくことも考えられます。自治会を中心とした緑の保全活動を推進し、利活用も含めて、地域の特性に合った手法で進めていければ良いと思います。緑地の手入れをすると清々しい気持ちになることができるので、市民以外の観光客に対しても、体験型のボランティア作業を観光の一つのメニューとして提供できるのではないかと考えます。植樹の作業は、「自分が植えた樹木が育っているところを見たい」と思うため、リピーターの増加にもつながるかもしれません。そのようなイベント等も考えながら、緑の利活用を、なるべくお金を使わずに、地域の住民の方々とやっていけたら良いと考えます。

緑の基本計画を読んでいて上手くいっているだろうと思ったのが、「公園愛護会」です。それも、おそらく自治会が中心となった組織で、お金を出すから周りの人に月1回掃除してもらうような制度があって、その制度が上手くいっているから公園がきれいに整備されているのだと思います。公園愛護会の制度を、緑地にも広げることができれば良く、頻繁に問題になるのは、道路沿いとか緑地が家の接しているところだと思うので、そのような所を地域の方が下草刈り等をすれば、かなり苦情も減るのではないかと思います。多少の枝打ちくらいは、少し技能があればできると思いますし、そのような活動ができれば良いのではないかと考えました。

入江会長：とても興味深いお話でした。「今、緑のレンジャー・シニア講座を修了された者が、コーディネーターの役割を担えば良いのではないか」というお話もありましたが、確かに行政と市民と繋ぐ役目を果たす方が大事だろうと思います。事務局に聞きたいのですが、公園愛護会もしくは自治会等緑をボランティア等で管理をされている方々に、基金もしくは一般財源で資金的な援助をした事例は今までありますか。

田沼公園課長：今、山内委員からご紹介がありました公園愛護会、それから、街路樹を対象とした街路樹愛護会の大きく2つの制度を公園課で行っております。公園愛護会については、都市公園法上の街区公園が主な対象です。月1回の清掃活動や普段利用しながらパトロールをしていただいている、公園の面積及び実際の活動実績に応じて、報償金をお支払いしています。公園愛護会の母体は、確かに自治会が多いですが、子ども会もありますし、あおぞら保育的なことを行っている方々が、普段自分達が利用するからと言って任意団体を作ったりしています。時期は昭和56年から実施しています。街路樹愛護会も公園愛護会と似たような制度で、活動実績に応じて報償金を支払っています。

入江会長：もう一つ私の方からよろしいですかね。今、山内委員からお話があったように、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーのような団体が、コーディネーターみたいな形で、関わっている事例はありますか。公園愛護会、街路樹愛護会の方々が愛護会を設立した経緯についてですが、各自治会からの発意で愛護会を設立したいと行政に来るのか、コーディネーターみたいな方を通して来るのか、事例としてはいかがでしょうか。

田沼公園課長：今までコーディネーターが仲介した明確な事例は無いです。概ねが公園愛護会等の事例を聞いた近所に住んでいる方からの「うちでもできますか」という問い合わせによるものです。

入江会長：ありがとうございます。みどり課はどうですか。

永井みどり課長：みどり課で愛護会となりますと、公園と似て否なる制度ですが「市民緑地」という制度があります。その市民緑地の愛護会に対して、街区公園の愛護会と同じように報償金をお支払いする制度を平成21年に設立しています。1,000㎡以下の市民緑地ですと、報償金が年額で30,000円、3,001㎡以上だと年額45,000円であるとか、細かい規定を作っております。どのような団体が母体となっているのかですが、間にコーディネーター的な方が入るといよりは、やはり、市民緑地というものは地域に開かれたものですので、地域で市民緑地を主に使う方々が愛護会を設立なさっています。「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」を策定し、その中でどのような団体がというと、「町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体は市民緑地愛護活動を行う団体を設立することができる」と定めてありますので、今、公園課長からもありましたけれども、基本的には町内会等の会が愛護会を設立し、自発的に取り組んでいるという認識です。

入江会長：ありがとうございます。

山本委員：今のお話に関連して、ちょっと細かい話で恐縮ですが、資料2-2の3頁の上から2番目の(2)をご覧ください。前回の討議では、緑地の位置づけや管理者、所有者、地域ごとに適切な維持管理や活用の方向性があると言われていました。しかし、緑の基本計画98頁中段の「(2)グリーン・マネジメントの更なる実践」の黄色の枠組みの中では、「目標・視点の共通化」と書いてあって、「それぞれの緑を個別の視点で見るのではなく、都市資産として共通の目標・視点に立った保全・整備・創造と管理・運営を行います。」と記載されていて、どちらかというと共通の目標・視点というものが強調されています。今のお話を聞いていると、実際に現場で管理等を行っている方が個々で方向性とか決めてるように聞こえたので、もし、本当にそうであれば、緑の基本計画の次の見直しの時には、地域ごとに多様な管理の方針があるという視点の言葉を入れた方が良いと考えます。共通化

ばかりを強調してしまうとあまり良くないので、自主的な活動を取り入れてやっていくのだというニュアンスにした方が良いと思いました。

入江会長：緑の基本計画 156 頁から、源氏山公園、鎌倉海浜公園など公園ごとに「都市計画決定の理由」や「整備の方針等」が記載されています。これが、公園の計画がされた時のいわゆる公園のコンセプト、基本方針と捉えられます。160 頁に移りますと、鎌倉広町緑地の都市計画の決定理由、その上には散在ガ池森林公園の整備の方針が書かれています。ここに「管理の方針」が付け加えられるイメージなのではないかと考えます。その時に評価の項目として、何を指標として捉えていくのか検討する必要がある、今後、この指標についても、場合によっては緑の基本計画に加えていくことになるのではないかと今、お話を伺って感じました。山本委員、そのようなことでよろしいでしょうか。

山本委員：はい。

佐藤委員：先ほどの話のくり返しになりますが、緑地をどのように使うのかと考える時に、誰が使っているのかという問題があって、先ほどから議論を伺っていて、私の素人的な感覚では、鎌倉市が財政的に厳しくなっているので、ボランティアや市民にどんどん入ってほしい、とどのように聞こえました。そうすると住んでいる人達の負担が増えていっている。例えば、すぐく身近な公園であれば、それを使っている子ども会や隣の人達がそれを使っているからという意味で入っていけるのですが、これがより大きな緑地になっていくと、そこに自分達が負担を一方的に押し付けられるのは納得できないという感情を抱く市民も多いのではないかと思います。鎌倉市は住んでいる人達だけでなく、周りの自治体、東京とか、今、海外からの人も来ていますが、そのような緑を使う人達に入ってきてもらおうというのは、確かに良いと思います。しかし、山内委員のお話で植林の例等がありましたけれども、その時に、住んでいる人達だと、組織しているのが見えやすいですが、実際に外から入って、自然を享受している人達をどのように取り込むのか。自然教室とか植樹イベントとか個々の方策はあるのでしょうかけれども、どのようにして大きな方針を立てたり、それらの方々を把握していくか、というのが、コーディネーターの育成等と同じレベルでもう少しはっきり見えないのかと気になりました。山内委員にお考えがあれば、むしろ教えていただきたいと思いました。もしくは鎌倉市の方で取り組んでいることがあれば教えていただければと思います。

入江会長：今、佐藤委員からお話いただきましたが、そのような事例は、山内委員、どうですかね。

山内委員：具体的な事例は思い浮かばないのですが、佐藤委員が発言される前に少々思っていたのは、私が緑政審議会委員となる前は、「鎌倉市緑の基本計画」という良い計画があるということを知らずに、ボランティア活動をしていました。これが非常に問題で、せっかく先輩方が良い計画を考えて、実行しようとしてきたのにも関わらず、我々次の世代の市民は全く知らない状態で緑地や公園を整備しています。まずい状態です。これを、どのようにして人々に周知していくのか、コーディネーター制度や啓蒙活動を検討することも大事だと考えます。住んでいる人たちが関心を持たないとだめなのだろうと思います。

佐藤委員がおっしゃるとおり、住んでいる人達の関心があるのは、自分の身近な所で、先ほど言ったように道路際のように見えている所なのです。鎌倉市が緑地保全をしている山の中は、市民も全くわからないという状態なのが現状で、ただ、航空写真で上から見る

と緑が多くて良いというだけで、山の中は荒れ果てていて、これは大変だと思っている市民はほとんどいないと思います。鎌倉市は緑が保全されて、もう一段落付いたと思っている方がほとんどで、ごく一部である我々や意識の高い人達が緑を利活用していきましようと思っているだけなので、これを少し、市民の波として動くようになると良い、考えていきたいと思いました。啓蒙活動も含めて、コーディネーター育成というか、エリアごとに誰かを鍵にして考えていくと良いと考えます。例えば、梶原山町内会地区の緑は、市有地、県有地も含めて、このような方向で今後やっていきましようというように、管理方針に書いていただいて、それを自治会や住んでいる人達に訴えていかないと、おそらく苦情対応に追われて終わりになってしまいます。市が管理の方針を示し、管理作業をやると思った人に対して、我々鎌倉みどりのレンジャーのような団体が、人や技術や道具の協力をすることも考えられるし、住民の意識が高まり、関心の高い人を増やすことで、レンジャーの講座受講者も増加すると思います。市民だけが緑地管理の負担を負っているようになってしまっているので、観光に来ていただいている方、関心がある企業を含めて、定期的に緑地管理イベントができると良いと考えます。

入江会長：市民以外のステークホルダーを増やしていくにはどうしたらいいか、みどり課や公園課などの市がどのように支援していけばいいか、ということだと思います。そのためには、コーディネーター制度やアドバイザー制度の構築が必要になってくるかもしれないと感じました。時間も限られていますので最後になりますが、ご意見がありますか。

岩田委員：2点あります。「鎌倉市のみどり（平成30年度版）」の160頁以降に、公園愛護会、街路樹愛護会の一覧が載っていて、175頁から保存樹木の指定について載っています。貴重なデータです。これを見て思ったのですが、鎌倉市公園協会が、鎌倉中央公園で行った試みがあって、樹名板の製作者が無料で樹名板を作ってくださいました。それは、樹名板に2次元バーコードを表示し、説明するホームページにアクセスすることができるようなものでした。その試みのように、例えば保存樹木の樹名板をこの仕組みを活用して整備しなおし、バナー広告を得てはどうでしょうか。全ての保存樹木に樹名版を設置すべきとは言いませんので、試しにやっただけで多少の収入になるかもしれません。検討していただければと思います。

それから、資料2-2の「1 事務局への質問と回答（要旨）」の「① 都市公園・施設緑地の維持管理はどのようにあるべきか」についてです。鎌倉中央公園や鎌倉広町緑地もそうですが、現行の公園管理業務は、委託等により事業者が受注することになり、必要最低限の管理行為は担保できていると思います。現状の指定管理者のスタッフはとても忙しく、大変であります。コストだけでなく、管理の質的なことも考えなければなりません。コストだけであれば、管理業務委託も良いと思うが、管理の質をどのように担保していくのか全く決まっていなくて、管理業務委託の評価は本来様々な視点から行うべきであって、コストだけ見ていて評価することが本当に良いのか疑問です。では、どのように改善していくかと言うと、公園協会や市の職員の技術者が削減されていく状況が問題です。例えば、公園協会では、一生懸命頑張っているのだけれども、基本的な技術、エコアップ技術や生態系に優しい維持管理のことは、自然保護協会や日本野鳥の会等にレンジャー等を一時的に派遣してもらって、技術を学ぶといったシステムを考えた方が良いかもしれません。そ

のようなことをできる管理業務委託制度に見直した方が良いと思います。

入江会長：はい。よろしいでしょうか。終了時間が迫っており、後で、私から委員の皆様をお願いしたいことがありますので、一旦ここで終わりにさせていただきます。以上、多くのご意見を委員の皆様からいただきましたが、次回までに事務局で意見を整理していただき、今回の討議を踏まえて、とりまとめを行いたいと思います。事務局、次回、限られた時間の中で議論を進めるために、本日欠席の委員には丁寧に説明をしておいてください。以上で予定案件が終了しましたが、その他にご質問などございますか。

田中委員：今の岩田委員のお話ですけれども、鎌倉市には「鎌倉市環境教育アドバイザー」という制度があるので、その方たちの協力を得てやってみたらどうでしょうか。

入江会長：私もそう、強く感じます。鎌倉市環境教育アドバイザーでもある岩田委員は大変なるかもしれません。

飯田委員：先ほど環境と金融の話で、ESG 投資のことをお話させていただきましたが、今の議論を聞きながら、関連で一つ思ったことがあるのでお話しします。ESG 投資を自治体としてどのように呼び込むかというのが非常に新しく難しい問題で、すぐにできることではないと思っています。しかし、そのための一歩として、これはあくまで案ですが、ESG 投資とセットで語られることが多いものとして、SDGs（持続可能な開発目標）というものがあります。鎌倉市でも今年 SDGs の計画を立てたようなのですが、SDGs はちょうど 2030 年为目标なので、次の緑の基本計画と合致すると思います。案は、緑の基本計画で掲げる各事業が、SDGs の 17 の目標に対してどのように寄与していけるかを再整理、精緻化することです。これは、ワークショップ形式で議論しながらできないことだと思いますが、ほとんどの自治体でまだ行われていない取り組みです。先ほど少し調べましたら、茅ヶ崎市の新しい緑の基本計画で、SDGs について少し触れられているのですが、それは国際的な動向として SDGs というものがあるという程度だったので、茅ヶ崎市が行っている事業を SDGs と関連付けるようなものではありませんでした。鎌倉市が SDGs との関連付けを行うとすごく新しいのではないかと思います。少々考えただけでも 17 の目標の内、10 個以上はこの緑の基本計画で掲げられている事業と関連しますので、すごく国際的な目標ですけれども、鎌倉市がこれからやろうとしていることは国際的にもこれだけ合致することをやろうとしていると示すのは、国際的なメッセージになると思います。それは、海外の方も含めてのメッセージになって、海外の投資家も含めた ESG 投資のお金の流れを鎌倉市でも獲得していけるような第一歩になると考えます。大事なのは海外の人だけでなく、子ども達です。先日私も学んだのですが、教科書に既に SDGs が載っていて、企業がなぜあわてて SDGs を取り組んでいるのかと言いますと、有能な人材を獲得したい時に、子ども達が SDGs に反するようなこととか、ESG に配慮していない企業の経営には興味を持たなくなってきていて、有能な人材を確保したい企業ほど、経営の中でもやはりそれらを考えていかなければいけないので、経営陣が一生懸命勉強しながら、どう取り組むかを話しているという旨の話を聞きました。もちろん行政は、企業ほどに死活問題にはならないかもしれませんが、やはり取り組んでいくべき重要な課題だと思うので、緑の基本計画の改訂に合わせて、一度、今までやってきたこと、これからやろうとしていることがどのように国際的にも位置づくのか、精緻化していくような取り組みを行えば、すごくクリエイティブ

で面白いのではないかと思います。今日は具体的な話ではなく、このような大きな話ばかりしてしまいましたが、せっかくの機会なのでお話をさせていただきました。

入江会長：ちょうど昨日の新聞で、持続可能都市で京都市が取り上げられていました。古都の京都市が1位と。一方、首都圏では相模原市が1位で、鎌倉市は残念ながら載っていません、近くだと横浜市が6位でした。今、お話があったSDGsのような指標が、この緑の基本計画の指標の中にローカル版で入れていくことも検討していければと、私も感じています。最後に話をしようと思っていたのですが、今、市民委員の方々からお話を聞いて、鎌倉市の市内の緑のことは、やはり市民の方が詳しいと思うのですが、一方、我々大学に勤めている者には、上村委員は森林、私は公園や景観、飯田委員は環境、岩田委員は生態学、佐藤委員は歴史というように、様々な専門分野を研究している方がいます。審議会では審議会が議論はしますが、審議会が終わった後の10分程度で結構なのですが、委員の皆様が話題を持ち寄って、勉強会的なことがやれないかと感じています。今後、緑の基本計画を改訂していく時に、今、飯田委員がおっしゃられたような新しい情報というものがとても大事になると思います。一方、どのように鎌倉市にすりあわせていくかということも大事ですし、市民委員の意見をお聞きしないとそこはすりあっていないと思いますので、いきなりワークショップはできませんが、審議会が終わった後に10分程度いただいて勉強会をして、話題提供をやれたらと思っています。その点は、場合によっては事務局から調整いただこうと思います。ぜひ、ご協力いただければと思います。よろしく申し上げます。少々時間がオーバーしてしまって、申し訳ありません。それではこれで審議事項を終了させていただきたいと思います。

3 その他

(1) 次回審議会日程調整

入江会長：それでは、次回、第71回緑政審議会の日程について、事務局からお願いします。

永井みどり課長：次回開催は、平成31年7月頃で考えております。日程は、平成31年4月以降に事務局で調整の上で、各委員と日程調整させていただきたいと考えております。

入江会長：よろしいでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、次回の開催については、平成31年4月以降に事務局が調整するというのでよろしく願いいたします。

(2) 当日確認事項

入江会長：次に、本日の確認事項を事務局からお願いします。

(書面配付)

永井みどり課長：お手元に配付させていただきましたとおり、第70回鎌倉市緑政審議会確認事項に

ついて、日時、場所等を入れさせていただきまして、「審議事項（2）鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて（論点を踏まえた討議）」につきまして、「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて、委員間で討議を行い、次回とりまとめを行うこととした。」と作成させていただきました。次回の日程につきましては、今、会長からお話があったとおりでございます。いかがでしょうか。

入江会長：委員の皆様、いかがでしょうか。

（意見なし）

入江会長：ありがとうございます。それでは、本日の緑政審議会は、これで終了いたします。ご審議いただきまして、ありがとうございました。